

さてかゝる間にもアウルや家族については、共同の利益と個別の利益とが區別されてある。假令ば夏居の場所は各家族各個人等の共同の所有と認められて居るが、冬居の場所はそれ〴〵別個の所有と認められ、従つて賣却若くは賃貸することが出来る。かゝればアウル相互の間に、動もすれば争の生ずるは免がれ難いことである。茲に於てかゝる争を解き、そうして争點について裁斷を與へる爲に、或る權力を要求することになる。この權力は昔から有力な家系で、また富もあり、聰明であり、正しき考を有ち、殊に大家族で、事ある場合には口で言ふことを實際に行ひ得る所の人々に歸する。かゝる人々はキルギス部族の間ではビー（他のトルコ語の方言でベトといふものと同じ）と稱ばれ、何人よりも勝れた裁判の權利を有つて居る。冬居の土地に關する争を裁斷するとか、アウル相互の間の争を和解するとか、個人の安全を計るとかのことは、皆此のビーの判斷に待つのである、そうして争論の當事者等は、全くその判決に従はねばならぬ。勿論此の間何等定まつたる法規があるといふのではなく、人民は全く無條件でビーの判斷に従ふべきであるが、かゝることの行はれて行くのは、即ち正しき考の人、聰明な人としてビーを認めて居る事と、またビーが家族としての勢力と財力とでその位置を固めて居るに因るのである。但しビーの權力は多くは或る一姓の中の一部に行はれるに過ぎないで、他の部分にはまだ他のビーがあるのである。なほビーの權力は常にこれに屬する團體の裁判に關する事にのみ止まらないで、廣く一般の起り事にも及んで居る、しかしビーの裁判權及びその他の權力を實際に行はしむるについては、常にその團體中の有力なる人々の援助を要する。故にビーはかゝる人々と密接な關係を保持するに努め、自から此等の人々に對して主宰者の位置にあるにも拘らず、常にその代理者として見られるやうに努めて居る。さて此のビーの權勢が盛となるに従つて、その下にある